

京都市告示第 165 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成16年4月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
オーツカ丸太町薬局	P・D・Pメディカル丸太町薬局	平成16年3月16日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
井上内科医院	北区紫野泉堂町96の3	平成16年3月14日
平岡医院	中京区岩上通四条上ル松浦町853	平成16年3月31日
伊佐早医院	下京区仏光寺通寺町東入中之町583	平成16年2月24日
小泉眼科医院	左京区田中馬場町1	平成16年4月1日
野崎医院	東山区東大路通松原上ル月輪町97	平成16年3月31日
醍醐渡辺クリニック	伏見区醍醐御霊ヶ下町9	平成16年1月25日
たきの医院	西京区桂南巽町143の2	平成16年2月29日
ヤサカ薬局	左京区山端老町田町8-1	平成15年11月3日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)